

# 高崎市廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程

制定 平成23年3月31日

改正 平成25年3月18日

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 事前協議（第6条—第9条）
- 第3章 関係地域住民等との調整（第10条—第13条）
- 第4章 技術指導及び修正指示等（第14条—第20条）
- 第5章 設置許可申請等（第21条—第23条）
- 第6章 生活環境保全協定の締結（第24条）
- 第7章 手続の省略（第25条）
- 第8章 雑則（第26条—第31条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「土対法」という。）に基づいて、廃棄物処理施設等の設置等に関し、法及び土対法これらに基づく命令に定めるもののほか、事前審査等の必要な事項を定め、当該施設の設置等を計画している者と地域住民等との合意形成手続の適正化及び周辺環境に配慮された適正な廃棄物処理施設等の設置による廃棄物又は汚染土壌（以下「廃棄物等」という。）の適正処理を推進することにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）廃棄物処理施設等 一般廃棄物中間処理施設、一般廃棄物最終処分場、一般廃棄物の積替え又は保管施設、産業廃棄物中間処理施設、産業廃棄物最終処分場及び産業廃棄物の積替え又は保管施設並びに汚染土壌処理施設及び汚染土壌の積替施設をいう。
- （2）一般廃棄物中間処理施設 法第8条第1項に規定するし尿処理施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設その他一般廃棄物の中間処理（最終処分以外の処分又は再生をいう。以下同じ。）を行うための施設及びこれらの施設における廃棄物の保管場所をいう。
- （3）一般廃棄物最終処分場 政令第5条第2項に規定する施設をいう。
- （4）産業廃棄物中間処理施設 政令第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設その他産業廃棄物の中間処理を行うための施設及びこれらの施設における廃棄物の保管場所をいう。
- （5）産業廃棄物最終処分場 政令第7条第14号に規定する施設をいう。

- (6) 産業廃棄物の積替え又は保管施設 産業廃棄物の収集又は運搬を行う者が、当該産業廃棄物の積替え又は保管を行うために設置する施設をいう。
- (7) 最終処分場 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場並びに汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「処理業省令」という。）第1条第3号に規定する埋立処理施設をいう。
- (8) 汚染土壌処理施設 処理業省令第1条各号に掲げる施設及びこれらの施設における汚染土壌の処分等のための保管の場所（処理業省令第3条第5号の規定による保管設備をいう。）をいう。
- (9) 汚染土壌の積替施設 汚染土壌の積替えを行うための施設及び当該施設における汚染土壌の積替えのための保管の場所（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第62条第6号に規定する保管施設をいう。）をいう。
- (10) 関係地域 廃棄物処理施設等の設置場所の敷地境界から300メートル以内の地域の全部又は一部を包含する地域（町内会等を単位とする地域をいう。）をいう。
- (11) 関係地域住民等 関係地域内の住民及び廃棄物処理施設等の設置等に関して生活環境保全上の利害を有する者をいう。

（施設設置者等の責務）

第3条 廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする者（以下「施設設置者等」という。）は、関係法令及びこの規程を遵守しなければならない。

- 2 施設設置者等は、関係地域住民等との合意形成に向け、誠実に対応しなければならない。
- 3 施設設置者等は、廃棄物処理施設等の設置等を計画する場合には、周辺地域の生活環境及び市における地域計画等に十分配慮するとともに、関係法令及びこの規程が定める諸手続及び基準等について十分な事前の調査を行わなければならない。
- 4 施設設置者等は、廃棄物処理施設等の設置等に係る計画（以下「施設計画」という。）に関し紛争が生じた場合には、自ら解決しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、廃棄物の適正な処理を推進するため、施設設置者等への技術的な指導及び助言に努めなければならない。

- 2 市は、施設設置者等と関係地域住民等との合意形成の実現に向け適切な指導及び助言を行うとともに、両者の間で施設計画に関し紛争が起こった場合には、早期解決に向け必要な努力をするものとする。

（立地基準）

第5条 施設設置者等は、次に掲げる条件に適合するよう廃棄物処理施設等の立地を計画しなければならない。

- (1) 最終処分場にあつては、周辺地域の生活環境の保全について特に配慮が必要であると認められる次に掲げる施設の敷地の境界からの距離が、1キロメートル以上あること。
  - ア 最終処分場（市長の確認を受けて廃止したもの及び土対法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の用に供しなくなったものを除く。）

イ 第6条第1項の規定による協議（この規程の施行前に、これに相当する協議が行われている場合には、当該協議を含む。以下同じ。）に係る公告が現に行われている最終処分場

ウ 国、地方公共団体又は法第15条の5第1項の規定により指定を受けた廃棄物処理センターが設置を公表している最終処分場

(2) 最終処分場にあつては、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の水源、同条第3項に規定する簡易水道の水源、同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する水道の水源又は同条第6項に規定する専用水道の水源の敷地の境界からの距離が、500メートル以上あること。

(3) 焼却施設及び最終処分場にあつては、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域又は公営住宅団地の境界からの距離が、100メートル以上あること。

(4) 特に静穏の配慮が必要であると認められる市長が別に定める自然環境の保全を図る必要のある地域等の境界からの距離が、100メートル以上あること。

(5) 特に静穏の配慮が必要であると認められる市長が別に定める施設等の敷地の境界からの距離が、100メートル以上あること。

(6) 静穏の配慮が必要であると認められる市長が別に定める施設等の敷地の境界からの距離が、20メートル以上あること。

(7) 災害防止等のために保全を図る必要のある区域等であつて市長が定めるものの境界からの距離が、10メートル以上あること。ただし、当該設置計画により、これらの区域の指定の解除又は行為制限の解消を申請し、又は申し出る場合を除く。

(8) 生活環境の保全を図る必要があると認められる次に掲げる土地を含まないこと。

ア 住居の存する敷地（施設設置者等が使用する権限を有するものを除く。）

イ 国又は地方公共団体が設置する公共の用に供する施設の敷地及び公共の用に供するための土地利用計画が公表されている土地

ウ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地

2 次の各号のいずれかに該当する廃棄物処理施設等については、前項第3号から第7号までの規定は、適用しない。

(1) 第6条第1項の規定による協議を経て設置した廃棄物処理施設等において敷地の拡張を伴わず設置等をしようとするもの

(2) 5年以上製造業を営んでおり、当該製造施設における原材料と同様の性状を有する廃棄物等を処理するもの（焼却施設、熱分解施設、乾燥施設、熔融施設、固形燃料化施設、発酵施設、蒸留施設及び特別管理廃棄物の中和施設を除く。）

(3) 前項第3号から第7号までに規定する敷地の境界から当該設置等をしようとする施設までの間に、幅員30メートル以上の河川区域を有する一級河川又は二車線以上の車線を有する道路があるもの

(4) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域若しくは工業専用地域又は農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第3項第1号に規定する工業等導入地区に設置するもの

(5) 移動式の廃棄物処理施設等の駐機場所であって、その場所において廃棄物等の処理及び積替え並びに保管を行わないもの

3 施設設置者等は、次に掲げる廃棄物処理施設等を新設しようとする場合は、周辺地域への生活環境の保全上の支障が生じないように、廃棄物処理施設等の種類（汚染土壌処理施設にあつては汚染土壌の処理の方法を含む。以下同じ。）及び規模並びに処理する廃棄物等の種類に応じ、廃棄物処理施設等の設置場所の選定に十分配慮しなければならない。

(1) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水質のいずれかが関係法令による基準値を超過している周辺地域における、これら超過している項目と同一の公害要素を発生させる廃棄物処理施設等

(2) 屋外において処理している廃棄物処理施設等の敷地の境界からの距離が100メートル以内における、当該施設と同一の公害要素を発生させる廃棄物処理施設等

4 施設設置者等が廃棄物処理施設等の設置場所の土地及び建物の所有権を有しない場合にあつては、当該土地及び建物の使用権原を取得することが確実に見込まれ、かつ、廃棄物処理施設等の種類及び規模並びに処理する廃棄物等の種類その他必要な事項について、当該土地及び建物の所有者並びに使用権原を有する者（法人にあつてはその代表者。以下「土地所有者等」という。）から承諾を得ることが確実に見込まれる場所を選定しなければならない。

## 第2章 事前協議

（協議対象施設）

第6条 次に掲げる廃棄物処理施設等の設置、構造若しくは規模の変更又は当該廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類の追加等（法第15条の2の5の規定により産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置する場合及び同条の規定により設置した一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類を変更する場合を除く。）をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が廃棄物処理施設等の設置等を行う場合又はこれに準ずるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 一般廃棄物中間処理施設（一般廃棄物を排出する者が、一般廃棄物を排出する事業所の敷地内に設置する、自ら排出した一般廃棄物のみを処理する施設及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）第122条の規定により法第7条第6項の許可を受けないで行うことができる一般廃棄物の処分を行うために設置する施設（法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であるものを除く。）を除く。）

(2) 一般廃棄物最終処分場

(3) 産業廃棄物中間処理施設（産業廃棄物を排出する者が、産業廃棄物を排出する事業所の敷地内に設置する、自ら排出した産業廃棄物のみを処理する施設及び自動車

リサイクル法第122条の規定により法第14条第6項の許可を受けないで行うことができる産業廃棄物の処分を行うために設置する施設（法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であるものを除く。）を除く。）

(4) 産業廃棄物最終処分場

(5) 産業廃棄物の積替え又は保管施設（産業廃棄物を排出する者が、自らその産業廃棄物を運搬するために設置する施設及び自動車リサイクル法第122条の規定により法第14条第1項の許可を受けないで行うことができる産業廃棄物の収集又は運搬を行うために設置する施設を除く。）

(6) 汚染土壌処理施設

(7) 汚染土壌の積替施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による協議（以下「事前協議」という。）を要しないものとする。

(1) 事前協議を経て設置した産業廃棄物中間処理施設(市長が別に定めるものに限る。)を一般廃棄物中間処理施設として設置する場合（当該産業廃棄物中間処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を当該産業廃棄物の処理方法と同様の処理方法で処理する場合に限る。）

(2) 事前協議を経て設置した一般廃棄物中間処理施設(市長が別に定めるものに限る。)を産業廃棄物中間処理施設として設置する場合（当該一般廃棄物中間処理施設において処理する一般廃棄物と同様の性状を有する産業廃棄物を当該一般廃棄物の処理方法と同様の処理方法で処理する場合に限る。）

(3) 廃棄物等（処理後物を含む。）の保管場所の変更であって、保管能力の増加、建築物の新築又は敷地の拡張のいずれも伴わない場合（ただし、廃棄物等の保管場所を屋内から屋外に変更する場合その他周辺地域への影響が著しく増大する場合は除く。）

(4) 廃棄物処理施設等の敷地内の設備等の変更であって、施設計画に影響しない場合

(5) 法の規定による生活環境の保全上の支障の除去等の措置及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条において指定された激甚災害の復旧のために、期間を定めて、当該地域に廃棄物処理施設等の設置等を行う場合

（事前協議書の提出）

第7条 事前協議をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した廃棄物処理施設等設置等事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事前協議の概要

(3) 廃棄物処理施設等の設置場所

(4) 廃棄物処理施設等の種類

(5) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類

(6) 廃棄物処理施設等の処理能力(最終処分場にあつては埋立地の面積及び埋立容量、

産業廃棄物の積替え又は保管施設及び汚染土壌の積替施設にあっては積替え又は保管の場所の面積及び保管容量、一般廃棄物中間処理施設又は産業廃棄物中間処理施設にあっては処理施設の1日当たりの最大処理能力並びに処理前廃棄物の保管場所の面積及び保管容量)

(7) 廃棄物処理施設等の処理方式

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。ただし、事前協議の内容が廃棄物処理施設等の構造若しくは規模の変更等であって、市長がその審査に必要ないと認めた書類又は図面については、その添付を省略することができる。

(1) 事業計画の概要に関する書類

(2) 協議者の事業経歴及び過去における廃棄物処理及び汚染土壌処理の事業実績等

(3) 立地環境に関する書類及び図面

(4) 廃棄物処理施設等の設置場所の位置図、公図の写し並びに周辺の土地利用現況図及び土地利用規制図

(5) 廃棄物処理施設等の構造等を説明するための書類及び図面

(6) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画を説明するための書類及び図面

(7) 処理工程図（最終処分場にあっては、跡地利用計画の概要図）

(8) 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面（最終処分場にあっては、法第8条第2項第8号又は第15条第2項第8号に規定する災害防止のための計画を含む。）

(9) 事業計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

(10) 生活環境影響調査方法書（事前協議の対象となる廃棄物処理施設等が周辺地域の生活環境に与える影響の調査の実施方法等を記載した書類をいう。）

(11) 関係地域住民等との合意形成手続に関する申立書

(12) 廃棄物処理施設等の設置場所の土地の所有者が発行する事前協議書提出確認書（事前協議をしようとする者が当該土地の所有権を有しない場合に限る。）

(13) 廃棄物処理施設等の設置場所の土地及び第18条第1項第2号に規定する土地の登記事項証明書

(14) 当該事前協議をしようとする者に関する書類（法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し）

(15) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、事前協議書の内容を常に精査し、必要と認めるときは、事前協議書を提出した者（以下「協議者」という。）に対して、期限を定めて補正の指示又は聴取を行うものとし、協議者はそれに応じなければならない。

4 次章及び第4章に規定する手続を行っている間に、前項各号に掲げる書類又は図面のほかに事前協議書の内容の審査に必要な書類若しくは図面が新たに生じた場合又は第10条第1項に規定する関係調査機関に送付する等の理由により事前協議に必要な事前協議書（その添付図書を含む。以下この項において同じ。）の部数が増加した場合には、協議者は、市長の求めに応じ、当該書類若しくは図面又は必要な部数の

事前協議書の副本を提出しなければならない。

(協議内容の変更)

第8条 協議者は、事前協議に係る第7条第1項第3号から第7号までに掲げる事項その他廃棄物処理施設等の構造又は維持管理に関する事項の変更（以下「重要事項の変更」という。）をしようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。ただし、その変更によって周辺生活環境への負荷が減じられることとなり、かつ、合意形成手続の進行に支障が生じないものであるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認（以下「変更の承認」という。）をする場合は、重要事項の変更による周辺生活環境への負荷、当該変更後の廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画（以下「廃棄物処理施設等設置等事業計画」という。）についての関係地域住民等との合意形成の要否等について検討し、当該重要事項の変更をした場合に当該協議者が行うべき手続きを指定するものとする。

3 変更の承認を受けようとする協議者は、重要事項の変更の内容及び変更の理由等を記載した事前協議変更申出書（様式第2号）に、第7条第2項各号に掲げる書類及び図面のうち変更内容を明らかにするために必要なものを添えて、市長に提出するものとする。

4 市長は、協議者が変更される場合又は重要事項の変更において協議者が指示に従わない場合は、協議者に対して事前協議の打切りを通知するものとする。

(変更届出書)

第9条 協議者は、廃棄物処理施設等設置等事業計画の内容を変更した場合（変更の承認を受けて変更する場合を含む。）は、遅滞無く、事前協議変更届出書（様式第3号。以下「変更届出書」という。）に、第7条第2項各号に掲げる書類及び図面のうち変更内容を明らかにするために必要なものを添えて、市長にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 関係地域住民等との調整

(現地調査)

第10条 市長は、事前協議書が提出されたときは、廃棄物処理施設等の設置等について関係する部署及び関係する機関等（以下「関係調査機関」という。）に、廃棄物処理施設等の設置場所及びその周辺地域の状況等の調査を指示又は依頼するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査（以下「現地調査」という。）が終了したときは、関係調査機関から示された関係法令が定める手続、基準及び規制並びに意見等を取りまとめ、協議者に対し提示するとともに、当該現地調査の結果を関係調査機関に送付するものとする。

3 変更届出書の提出があった場合において、市長が必要と認めるときは、前2項の規定の例により調査等を行なうものとする。

(事前協議に係る公告及び縦覧)

第11条 市長は、現地調査が終了したときは、協議者の氏名又は名称等、廃棄物処理施設等の設置場所その他の必要な事項（以下「事前協議公告事項」という。）を公告

するとともに、事前協議書を当該公告の日から第19条の事前協議終了通知書が送付される日までの間、公衆の縦覧に供するものとする。

2 市長は、前項に規定する縦覧期間中に、前項の規定により実施した公告に関する事前協議公告事項に変更があったときは、変更後の事前協議公告事項を速やかに公告するものとする。

3 前2項の規定による公告及び縦覧に関し必要な事項は、別に定める。

4 第9条の規定により重要事項の変更に係る変更届出書の提出があった場合において、市長が必要と認めるときは、前3項の規定の例により公告又は縦覧の手続を行うものとする。

(説明会の開催)

第12条 協議者は、前条第1項の規定による公告後、速やかに、関係地域内の住民に対して、事前協議を行っている廃棄物処理施設等設置等事業計画の内容を周知するための説明会を開催しなければならない。

2 協議者は、前項の説明会を開催する場合は、次に掲げる事項を記載した説明会実施計画書(様式第4号)を市長に提出するとともに、当該説明会の開催及び前条第1項に規定する事前協議公告事項を関係地域内の住民に周知しなければならない。

(1) 説明会を開催する関係地域内の町内会等の名称

(2) 説明会の開催日時及び場所

(3) 説明会で使用する資料及び配付する資料の概要

(4) 説明会の開催を周知するための方法

(5) 協議者側の出席予定者

(6) 説明会の担当者及び問い合わせ先

3 協議者は、第1項の説明会を開催したときは、速やかに、説明会の開催日時、開催場所、出席者の状況、説明内容、質疑応答内容等の実施状況を書面にまとめ、市長に提出しなければならない。

4 協議者は、第8条第2項の規定により手続を指定された場合は、前3項の規定の例により説明会の開催等を行うものとする。

5 市長は、廃棄物処理施設等の設置等が次のいずれかに該当する場合は、説明会の開催方法又は周知方法を協議者に対して指示することができる。

(1) 最終処分場又は焼却施設であって、新設又は能力の10パーセント以上の増大を伴う変更の場合

(2) 協議者の責めに帰することのできない理由により第1項に規定する説明会を開催することができない場合

(3) その他市長が必要があると認める場合

(関係地域住民等の意見書の提出)

第13条 関係地域住民等は、第11条第1項の規定による公告があったとき、又は前条第1項の説明会が開催されたときは、廃棄物処理施設等設置等事業計画の内容に対し、生活環境の保全上の見地からの意見を記載した意見書(様式第5号。以下「意見書」という。)を市長に提出することができる。



- 2 前項に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 対象となる事前協議の概要
  - (3) 廃棄物処理施設等の設置等に関して生活環境の保全上の利害関係を有する事項
  - (4) 生活環境の保全上の見地からの意見

3 第1項に規定により提出することができる意見書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間（当該各号に定める期間の一部が重複する場合は、第1号又は第2号に定める期間の末日のうちいずれか遅い日までの間）内に提出しなければならない。

- (1) 第11条第1項の規定による公告があったとき 当該公告の日から2月間
- (2) 前条第1項の説明会が開催されたとき 当該説明会の日から1月間

4 関係地域住民等は、第11条第4項の規定による公告があったとき、又は前条第4項の規定による説明会が開催されたときは、前3項の規定の例により、意見書を提出することができる。

#### 第4章 技術指導及び修正指示等

(意見書の提示)

第14条 市長は、関係地域住民等の意見書が提出されている場合は、協議者に対して、当該意見書の内容（市長が協議者に提示する必要がないと認めるものを除く。）を提示するものとする。この場合において、その内容から当該意見書を提出した者（以下「意見提出者」という。）が特定されるおそれがあり、かつ、特定されることにより当該意見提出者に不利益が生ずるおそれがあると認められるときは、市長は、当該意見提出者が特定されないように配慮しなければならない。

(市の技術指導等)

第15条 市長は、必要に応じ、協議者に対して、生活環境の保全若しくは廃棄物の減量若しくは再生利用等又は汚染土壌の適正処理等に関する技術的見地からの指導（以下「技術指導」という。）を行うものとする。この場合において、関係地域住民等の意見書が提出されているときは、これらの意見書と事前協議書の内容との調整を図るよう努めるものとする。

- 2 市長は、技術指導のほか、協議者に対して、廃棄物処理施設等の設置等の計画の修正、見直し等の指示又は当該計画に関し留意すべき事項の指導（以下「修正指示等」という。）を行うものとする。
- 3 市長は、事前協議書の内容が、関係法令及び市の諸規程等に照らして不相当であり、技術指導及び修正指示等によりこれを変更し、又は補正することができないと認めるときは、協議者に対して、事前協議の打ち切りを通知するものとする。
- 4 市長は、技術指導、修正指示等又は前項の事前協議の打ち切りをする場合その他必要があると認めるときは、専門的及び技術的な事項並びに地域の生活環境保全の観点から必要な事項について、関係調査機関及び専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(協議者による見解書の提出)

第16条 協議者は、技術指導若しくは修正指示等を受けたとき、又は関係地域住民等の意見書の内容が提示されたときは、当該技術指導、当該修正指示等及び当該意見書に対する回答を取りまとめた見解書(様式第6号。以下「見解書」という。)を、市長があらかじめ提出を指示した日から1年以内に提出しなければならない。この場合において、見解書には、必要に応じ、回答内容を補足するために必要な書類又は図面を添付しなければならない。

2 見解書の作成に当たり、第8条第1項に規定する市長の承認を要する事項の変更をしようとする場合の手続は、第9条の規定の例による。

3 市長は、見解書の内容が技術指導又は修正指示等に適合していないとき、又は第1項に規定する期限までに見解書が提出されないときは、協議者に対して、事前協議の打切りを通知するものとする。

(見解書に対する意見聴取等)

第17条 市長は、前条第1項の規定により協議者から見解書が提出された場合は、当該見解書の提出年月日その他の必要事項を遅滞なく公告するとともに、当該見解書を当該公告の日から第19条の事前協議終了通知書が送付される日までの間、公衆の縦覧に供するものとする。

2 関係地域住民等は、前項の規定による公告があったときは、公告の日から1月の間、見解書に対する意見書を市長に提出することができる。

3 市長は、前項の規定により提出された意見書の内容を審査し、必要に応じて第24条に規定する生活環境保全協定の協定事項に盛り込むよう、協議者に指導することができる。

4 第1項の規定による公告及び縦覧に関し必要な事項は、別に定める。

(合意書の取得)

第18条 市長は、見解書の内容が、関係地域住民等の意見及び技術指導又は修正指示等を受けた事項に適切に対応していると認められるときは、協議者に対し、次に掲げる者からの合意書(様式第7号)の取得を指示するものとする。

(1) 廃棄物処理施設等の設置場所の土地所有者の全員

(2) 廃棄物処理施設等の敷地境界から20メートル以内に存する土地の所有者及び使用権原を有する者の全員

(3) 廃棄物処理施設等の敷地境界から50メートル以内の地域に居住する者(複数の者が一の世帯を構成する場合には、その世帯主)の全員

(4) 廃棄物処理施設等の敷地境界から300メートル以内の地域に居住する者(複数の者が一の世帯を構成する場合には、その世帯主)の5分の4以上の者

(5) 廃棄物処理施設等からの排水等を放流する河川、水路等(以下「河川等」という。)の管理者の全員

(6) 廃棄物処理施設等からの排水等を河川等に放流する場合(雨水のみを雨水排除溝等によって排水する場合その他これに類する場合で明らかに生活環境の保全上の支障がないと認められるときを除く。)にあっては、次に掲げる者の全員

ア 放流地点の下流おおむね500メートル以内の水利権者

イ 放流地点の下流おおむね500メートル以内の農業者等の当該河川等の利用者  
又は当該利用者の団体の長

(7) 廃棄物処理施設等（地下浸透防止措置が講じられている施設を除く。）から500メートル以内の地域から湧出する地下水又は湧水を生活用水に利用している者の全員

(8) 廃棄物処理施設等の主要搬入道路（パイプラインを含む。）であって、廃棄物処理施設等の設置等により交通量が1.5倍以上増加する区間又は運搬車両の通行路若しくは水路等の新設若しくは改良の区間の敷地並びに当該敷地に隣接する土地の所有者及び居住する者の全員

(9) 前各号に定める者のほか、市長が特に合意を得ることが必要であると認めた者

2 前項の規定による指示を受けた協議者は、合意書取得実施計画書（様式第8号）を市長に提出し、当該計画書の内容に即して、合意書の取得を行わなければならない。

3 第1項の規定による指示を受けた協議者は、当該指示を受けた日から2年以内（当該期間によらないことについて相当の理由があると認められるときは、市長が認める期間内）に、取得した合意書の写しを市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する期間内に合意書の写しが提出されないときは、協議者に対して、事前協議の打ち切りを通知するものとする。

（事前協議終了の通知）

第19条 市長は、第10条から前条までに規定する手続（第25条第1項の規定により同項に規定する手続の省略が行われた場合にあっては、当該手続の省略によって省略された手続以外の手続とし、第8条第2項の規定による指定がなされた場合にあっては当該手続を含む。）が終了したときは、協議者に対して、事前協議終了通知書を送付するものとする。

2 協議者は、事前協議終了通知を他人に譲り、若しくは貸し、又は担保に差し入れてはならない。また、事前協議終了通知に権利等を持たせることはできない。

（事前協議の取下げ）

第20条 協議者は、事前協議を取り下げる場合には、速やかに、廃棄物処理施設等設置等事前協議取下書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 協議者は、市長から求められた事前協議書の補正に対し、補正期限（やむを得ない理由により協議者が期限の延長を申し出て、延長が認められた場合にはその延長された期限）までに補正が行えず、かつ、補正の見込みがつかない場合又は第12条第5項の規定による市長の指示を履行できない場合には、事前協議を取り下げなければならない。

3 市長は、第1項の規定による書面の提出があった場合は、その写しを関係調査機関に送付するものとする。

## 第5章 設置許可申請等

（設置許可申請書等の提出等）

第21条 協議者は、廃棄物処理施設等の設置等が法第8条第1項、第9条第1項、第

15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を要するものである場合は、事前協議終了通知書の送付を受けた日から2年以内に、当該許可に係る申請書（以下「設置許可申請書等」という。）を提出しなければならない。この場合において、設置許可申請書等の内容は、事前協議書、見解書等の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 2 協議者は、正当な理由がなく前項に規定する期間内に設置許可申請書等を提出しなかったときは、新たに事前協議を行わなければならない。
- 3 協議者は、事前協議終了通知書の送付を受けた後、廃棄物処理施設等の設置等の事業計画を廃止したときは、速やかに、廃棄物処理施設等設置等事業計画廃止届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（設置等承認申請書の提出等）

第22条 協議者は、廃棄物処理施設等の設置等が前条第1項の許可を要しないものである場合（廃棄物処理施設等の承継等を除く。）は、事前協議終了通知書の送付を受けた日から2年以内に、次に掲げる事項を記載した廃棄物処理施設等設置等承認申請書（様式第11号。以下「設置等承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、設置等承認申請書の内容は、事前協議書、見解書等の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 廃棄物処理施設等の設置場所
- (3) 廃棄物処理施設等の種類
- (4) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類
- (5) 廃棄物処理施設等の設置等の工事の着工予定年月日及び施設の使用開始予定年月
- (6) 廃棄物処理施設等の処理能力（最終処分場にあつては埋立地の面積及び埋立容量、産業廃棄物の積替え又は保管施設及び汚染土壌の積替施設にあつては積替え又は保管の場所の面積及び保管容量）
- (7) 廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画
- (8) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画

2 設置等承認申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 事業計画に関する書類
- (2) 立地環境に関する書類及び図面
- (3) 廃棄物処理施設等の構造等を明らかにする書類及び図面（実測に基づいたものであること。）
- (4) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面
- (5) 処理工程図（最終処分場にあつては、跡地利用計画の概要図）
- (6) 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を明らかにする書類及び図面（最終処分場にあつては、法第8条第2項第8号又は第15条第2項第8号に規定する災害防止のための計画を含む。）
- (7) 事業計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (8) 生活環境影響調査書（廃棄物処理施設等設置等事業計画により周辺地域の生活環

境に与える影響の調査の結果を記載した書類をいう。)

(9) その他市長が必要と認める書類

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の場合について準用する。

(設置等承認申請書の承認等)

第23条 市長は、設置等承認申請書の内容が適当と認められるときは承認の通知を、不適当と認められるときは不承認の通知を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、協議者に対し、設置等承認申請書の内容の変更又は補正の指示をするものとする。

3 市長は、協議者が前項の指示に応じないときは、廃棄物処理施設等の設置等について不承認の通知を行うものとする。

#### 第6章 生活環境保全協定の締結

(生活環境保全協定の締結)

第24条 協議者は、第18条第1項各号に掲げる者等(以下「協定の相手方」という。)又は市長から生活環境の保全に関する協定(以下「生活環境保全協定」という。)を締結するよう求められたときは、誠実にこれに対応しなければならない。

2 協議者は、生活環境保全協定を締結する場合は、設置許可申請書等又は設置等承認申請書を提出するときまでに締結しなければならない。

3 協議者は、生活環境保全協定を締結したときは、当該協定書の写しを市長に提出しなければならない。

4 焼却施設又は最終処分場に係る協議者は、環境汚染事故が発生した場合の損害賠償費用及び汚染浄化費用の支払能力を証明する経理的基礎の提示又は支払うことをその主な内容とする環境汚染賠償責任保険等の証券について、市長又は関係地域住民等からの求めがあったときは、提示しなければならない。

5 協議者は、生活環境保全協定を締結することができなかつたときは、協定の相手方との協議経過及び生活環境保全協定を締結することができなかつた理由を記載した生活環境保全協定協議経過報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

#### 第7章 手続の省略

(手続の省略)

第25条 市長は、第3章から第5章までに規定する手続の一部を省略すること(以下「手続の省略」という。)に支障がないと認められる場合で、協議者から手続の省略の申出があったときは、当該手続の省略を承認することができる。ただし、重要事項の変更に係る手続については、この限りでない。

2 前項の規定による承認を受けようとする協議者は、事前協議書の提出の際、併せて手続省略申出書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

3 手続の省略の対象となる廃棄物処理施設等の種類及び設置等の形態並びに省略することのできる手続は、次に掲げる区分に応じ、市長が別に定める。

(1) 廃棄物処理施設等の種類及び処理する廃棄物等の種類等から、周辺地域の生活環境への影響の程度が低く、かつ、廃棄物の減量化及び循環型社会の構築に対する有効性が高いと認められる場合

- (2) 廃棄物処理施設等の設置場所の周辺の状況及び廃棄物処理施設等の設置等の形態等から、周辺地域の生活環境への影響の程度が低く、かつ、廃棄物等の適正処理を推進するために必要な廃棄物処理施設等の整備に寄与すると認められる場合
- (3) 他の法令等の制定又は改正により、廃棄物処理施設等の変更又は改造等が義務付けられ、かつ、緊急の対応を要する場合
- (4) 廃棄物処理施設等の設置等の形態等から周辺地域の生活環境への影響の程度が変わらない場合、廃棄物処理施設等の設置等が法の措置による場合又は公共団体の事業等である場合

4 前項の規定にかかわらず、生活環境の保全上の支障が生じないと認められるときは、市長は、省略することのできる手続をその都度指定することができる。

#### 第8章 雑則

(着工届)

第26条 法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者又は第23条第1項の承認を受けた者は、当該許可若しくは承認に係る廃棄物処理施設等の設置等の工事に着手する場合又は市長がその必要があるとして指導した場合には、当該工事の着工に先立って、廃棄物処理施設等着工届出書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(完成届等)

第27条 第23条第1項の承認を受けた者(以下「承認施設設置者等」という。)は、当該承認に係る廃棄物処理施設等(以下「設置等承認施設」という。)の設置等の工事が完成したときは、廃棄物処理施設等工事完成届出書(様式第15号)を市長に提出するとともに、当該設置等承認施設について、市長による完成検査(施設の機能検査を含む。以下同じ。)を受けなければならない。

2 承認施設設置者等は、完成検査に合格した後でなければ、設置等承認施設を使用してはならない。

3 前2項の規定は、前条に規定する市長の指導により着工届を提出した者について準用する。

(廃止の届出)

第28条 廃棄物処理施設等(第23条第1項の承認を受けて設置した廃棄物処理施設等に限る。次条第4項において同じ。)を設置した者は、当該廃棄物処理施設等を廃止したときは、遅滞なく、承認廃止届出書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(承継等に係る協議等)

第29条 次に掲げる廃棄物処理施設等の承継等を行おうとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、当該者が自己処理施設として使用する場合は、この限りでない。

(1) 廃棄物処理施設等(第6条第1項各号に掲げる廃棄物処理施設等に限る。次号において同じ。)を譲り受け、又は借り受けようとする者

(2) 廃棄物処理施設等の設置者である法人の合併又は分割の場合において、当該廃棄

物処理施設等の設置者である法人の地位を承継しようとする法人

2 前項の規定による協議をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した廃棄物処理施設等承継等協議書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 承継等の事由
- (3) 廃棄物処理施設等の設置場所
- (4) 廃棄物処理施設等の種類
- (5) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類
- (6) 許可又は承認の年月日及び番号
- (7) 設置者又は承認施設設置者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (8) 承継等後の使用形態
- (9) 承継等予定年月日

3 廃棄物処理施設等承継等協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 事業計画の概要に関する書類
- (2) 承継等の協議をしようとする者の事業経歴及び過去における廃棄物処理及び汚染土壌処理の事業実績等
- (3) 廃棄物処理施設等の設置場所の位置図
- (4) 廃棄物処理施設等の構造等を明らかにする書類及び図面
- (5) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面
- (6) 処理工程図（最終処分場にあつては、跡地利用計画の概要図）
- (7) 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を明らかにする書類及び図面（最終処分場にあつては、法第8条第2項第8号又は第15条第2項第8号に規定する災害防止のための計画を含む。）
- (8) 事業計画に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類
- (9) 廃棄物処理施設等の承継等に関して予定されている内容を明らかにする書類
- (10) 当該協議をしようとする者に関する書類（法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し）
- (11) その他市長が必要と認める書類

4 廃棄物処理施設等の設置者の地位を承継した者は、承継の日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した廃棄物処理施設等承継届出書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 廃棄物処理施設等の設置場所
- (3) 廃棄物処理施設等の種類
- (4) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類
- (5) 設置等承認申請書が承認された年月日及び番号
- (6) 承認施設設置者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の

氏名

(7) 承継年月日

(構造基準等)

第30条 この規程に定めるもののほか、廃棄物処理施設等の構造、維持管理等に関する基準その他この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(事前協議の事務)

第31条 事前協議の事務については、産業廃棄物対策課において処理する。ただし、汚染土壌処理施設に係る事前協議の事務については、環境政策課が処理するものとする。

附 則 (平成23年3月31日高崎市告示第77号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際現に群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程（平成11年9月28日制定。以下「群馬県平成11年規程」という。）の規定により行なわれた手続きは、この規程の相当規定により行なわれた手続きとみなす。

2 群馬県平成11年規程第9条の規定により提出された廃棄物処理施設設置等事前協議書について、群馬県知事より補正を指示され、この規程の施行の際にその補正が完了していないものに関する第20条第2項の規定は、この規程の施行の日から1年間適用を猶予する。

(規定の見直し)

第3条 市長は、この規程の施行後3年を経過した場合において、その運用状況等を勘案し、必要に応じてこの規程の見直しを行ない、以後、本市の総合計画等を考慮しながら必要な見直しを行なうものとする。

附 則 (平成25年3月18日高崎市告示第91号)

(施行期日)

第1条 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この告示の施行の日前に、改正前の高崎市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程（以下「平成23年規程」という。）の規定により行われた手続きは、改正後の高崎市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程により行われた手続きとみなす。

第3条 この告示の施行の際現に、平成23年規程の規定により提出されている事前協議書に係る廃棄物処理施設等の立地基準については、改正後の高崎市廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。